

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成の報告がありました。

第 3 回 議会改革推進特別委員会記録

平成 26 年 1 月 28 日 (火)

13 時 25 分～15 時 43 分

全 員 協 議 会 室

- 【出席者】 江角委員長、平石副委員長
 足立委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、飛野委員、岡本委員、
 佐々木委員、道下委員、西田委員、西村委員、牛尾昭委員
- 【議長団】 原田議長、澁谷副議長
- 【委員外議員】 柳楽議員
- 【事務局】 三浦局長、小川書記、外浦書記

議 題

- 1 議運からの検討依頼事項の結果について
 了解
- 2 議会改革検討項目について
 - ・ 会派代表質問の時間配分（青い海）
 - ・ 議会報告会での市民からの意見の議会としての総括の方法（公明クラブ）
 - ・ 委員会記録の公開、一般質問の録画配信・再放送（公明クラブ）
- 3 会派代表質問のあり方について
 現行の要領を踏まえたうえで3月定例に望み、結果を総括し検討する。
- 4 質問・答弁のあり方について
 通告した質問に対する回答を執行部から得ることについては議会内部でも
 OKという認識とする。ただ現状のままでやりとりは行う。
- 5 個人一般質問での説明用ボードの使用について
 原則許可ということで委員会として方向性を確認。詳細は議運で検討
- 6 その他
 - ・ 改革項目の整理（検討の優先順位）は出来次第提示する
 - ・ 公明クラブから改革の検討項目として出された議会報告会での市民からの意見
 の議会としての総括の方法については議運で検討

○次回開催 3月3日(月) 本会議終了後 第4委員会室

【議事の経過】

(開議 13時 25分)

江角委員長

それでは皆さんお揃いですので始めさせていただきます。今日の議題については、第2回目の委員会でまとめた内容のことと、前回終わりのところで確認しましたが、まだ各会派からのこの特別委員会での検討事項が揃っておりませんでしたので、今日あれば口頭でも文書でもいいので提案をということをお願いをしておりました。それから次の3月議会までに整理をしておいたほうがいいのではという項目についても今日提案させていただきます。5番目は前回と重なっているところですが、今日のところで議論を行い決まれば行うことと考えておりますので、ご協力よろしくをお願いします。それでは議題1、議運からの検討依頼事項の結果についてです。

議題1 議運からの検討依頼事項の結果について

前回の協議内容を事務局で整理していただいておりますので、検討確認をしていただければと思います。事務局から説明をお願いします。

小川次長

前回議論があった部分をまとめてみました
(資料により説明)

タブレット・スマートフォンについては、本会議場への持ち込みは今後の課題としております。本会議を除く委員会等への持込ということになります。2番目のボードの使用については、今日も議題としてありますが、前回までの議論をまとめております。今日のところである程度結論が出ればこの部分を変えて送ることになろうかと思っています。

江角委員長

前回の議論を踏まえての内容であります。まず1(4)のまでについて皆さんからご意見があればお願いします。

森谷委員

確認ですが、今は前回の話のことについての意見で、新しい意見を言う場ではないのですね。

江角委員長

はい。そうです。

森谷委員

わかりました。

江角委員長

よろしいでしょうか。概ねこういう形で。また議論は続くわけですので、その過程でさらに進んだ方向での意見が出てくるかもしれませんが、前回の議論を踏まえてということですので、このまとめでいこうと思いますが、ご意見はありませんか。

(「なし」という声あり。)

それでは、特別委員会として、別紙を議運に出したいと思っております。ただし2番目の一般質問等での説明用ボードの使用については今日の議題にもありますので、今日のところで前に進むような結論を得たときには加えさせていただきます。それでは次の議題2の議会改革検討項目についてです。

議題2 議会改革検討項目について

佐々木委員

委員の皆さんまた会派から項目についてありましたらお願いします。

公明クラブではこれまで2回にわたって議論してまいりました。今まで

上がっている項目については今後議論されるということで、ここで項目に上げません。あえて何点か、さらなる議会改革の提案ということで申し上げます。1つは委員会審査の議事録の公開についてです。今ホームページとかで、公に閲覧できるというシステムについては本会議のみという認識をしておりますが、実際に議案については本会議では議論はそれほどなされずに、実質委員会付託の中で審査をします。その審査が市民の皆様にとって非常にわかりやすい、どういう経緯で結論に至ったのか示されるので、このやりとりを市民に公開できるシステムをつくるのが議会改革の今後になるのではないかと提案します。実際これをだれがするのかということもあります。事務的な量が増えるかもわかりませんが、あえて申し上げます。2つ目に、議会報告会を行っていますが、まだ2回の段階ですが、非常に市民にも定着しつつあると思います。今度3月議会についても5月に3回目の議会報告会をおこなうことが予定されております。その中で市民の皆さんからの意見を議会HPとか議会だよりで一定程度お返しはしておりますが、議会に対する意見について議会の中でしっかりと審議をして意見を出し合って市民の皆さんの意見に対してどのような答えを出していくか議会としてやっていないような感じがしております。その点について議員間での意見を出した上での結果を公開すべきではないかと思えます。議会報告会でだされた意見に対して議論をしたうえでの、結果公開をおこなうべきではないかと思えます。3点目ですが、一般質問についてです。それぞれの議員が議会だよりや議員個々に、集約したものを発信されているものと思いますが、今のところケーブルでも1度のみの放送ということで、ケーブルの再放送、また他の方法で再度聞けるシステムができないかということです。以上です。

江角委員長

基本的にすべて議論にあげることはできるものは全て行うということです。最初の議事録の関係はこれまでも項目にあがっている内容です。それから議会報告会の扱いは班長会議で出た意見の整理はしてきておりますね。

小川次長

はい。深く突っ込んで議論はしておりません。今回から議会報告会のやり方が若干変わりますので、報告会で上がってきた報告書については広報広聴委員会で一度集約をしてそれについて議運で検証していただくということになりますので、議運かどこかで意見について論議をしていただく場はできるような気がします。

江角委員長

議会としての統一見解のようなものを出す必要が出た場合の扱いは、ここで検討するのか、議運とするのか、広報広聴で行うのかですね。広報広聴に限っては、広報広聴委員会にゆだねることとなっています。2番目のものは、一旦受けて広報広聴に返すことですかね。

三浦局長

議運で協議していただいたほうが良いと思います。

小川次長

まだ、広報広聴の流れは議運に報告しておりませんで、13日に確認をしていただこうと思っておりますので、その時にこのことも話をさせていただければと思います。

江角委員長

わかりました。その結果を受けてこのことについて、後の検討をどうし

ていくの話したいと思いますが、先ほどの検討依頼事項の結果とあわせて、このことも取り扱いについて議運で検討していただくことにしたいと思
います。ご意見はありませんか。

（「なし」という声あり。）

3つ目の一般質問についてですが、これも関連した内容で検討項目に上
がっていると思いますので、検討していきたいと思いますが意見はありま
せんか。

（「なし」という声あり。）

それではそのようにします。

会派代表質問なんです。

今は公明クラブからの意見についてですが。

わかりました。了解です。すいません。

他に検討項目がありましたら、お願いします。

代表質問の件ですが、最近の事例ですと、三重県の松阪市議会が人数の
多いところに時間を割くというのではなく、会派と認めたところの質問時
間は平等にすべきということで、議会基本条例に定められているというこ
とです。人数の多いところは国会でもそうですが、十分に時間を持つとい
うことは普通に聞こえますが、視点を変えて考えると2人会派15人会派、
会派は一緒ですから、最近形骸化しているように見える一般質問のあり方
からすると一定の時間を決めて、その中で代表質問をやっていくことが、
市民目線を考えればそのほうが現実的ではないかなと思います。是非検討
していただきたいと思

また、議会基本条例は日々進化するものです。ということで新しい条項
も付け加えようとかねてから話をしておりますが、我々が作った基本条例
の評価、見直しもおおなう必要があると思

牛尾委員から検討項目として代表質問の時間配分についてありまし
たが、これは議論していきたいと思

（「なし」という声あり。）

他にありませんか。

今はどこの議題でしょうか。

牛尾昭委員
江角委員長
牛尾昭委員
江角委員長
牛尾昭委員

江角委員長

森谷委員

江角委員長

今は議題2です。この特別委員会で改革の議論をしてほしいという項目を挙げていただいております。

森谷委員

わかりました。

江角委員長

それでは今回の出だしのところでの検討項目についてはこういったことで、整理をさせていただきます。次の議題にうつります。3つめの議題です。会派代表質問のあり方についてです。

議題3 会派代表質問のあり方について

皆さんから意見を伺う前に、これまでの申し合わせ事項など事務局から報告していただきます。

小川次長

今資料をつけております。会派代表による一般質問実施要領です。

(資料により説明)

会派が変わりました、人数が変わりましたので12月の議会運営委員会の中でこの実施要領の⑤の質問時間を各会派の人数で振り分けておりますが、今回2人会派と15人会派と2つになりましたので。このように変更させていただいております。その他は前回と変わっておりませんが、これまでの話をお聞きする中で、会派代表質問については②のところですが、会派代表質問は市長の施政方針及びその他の行政委員会に対する基本的な方針、方向性について会派の意思統一を図ったものを原則として質問するとなっています。が、だんだん、個人一般質問の内容と同様になっているのではないかという危惧からこの議題が上がっていると思いますので、そのあたり協議いただければと思います。

江角委員長

その関係で⑦の一般質問との関係についても説明をお願いします。

小川次長

個人一般質問については会派の代表質問と重複しない質問内容でなければならないということです。ただし、基本方針について会派代表質問を行って具体的な内容について個人一般質問を行うのは可能となっています。この場合は違う意見で個人一般質問はしないようにということも謳ってあります。会派の代表質問は施政方針とか大きな方針について聞く。個人一般質問は市政全体について聞くという種分けだと思います。

江角委員長

今度の3月議会の初日に市長が市施政方針を述べます。それに対して2日目は会派の代表質問、3日目から個人一般質問があります。3月議会に限ってはありますが、その中で会派の代表質問と、一般質問の性質の違いについてお互いに認識をしておくべきということです。ある意味会派の代表が施政方針で質問をして、個人一般質問で全く会派と違うことの内容となると会派制をとっていることがどうなのかということになります。

アバウトな形でいいのですが、質問なり意見はありますか。質問の時間については今後のことです。

西田委員

現実的に議員が浜田市内で市長の所信表明に対してそのような区分けがはっきりできてないと思いますし、できないと思います。難しいような気がします。ある程度はできるとは思いますが、ましてやこれまでと違って会派が2人から会派になって、会派の数が増えてその会派が浜田市内の中で市長の所信に対して聞く事柄が似てきます。なかなか会派代表質問された方は個人一般質問ができないとなると、思い切った踏み込んだことも

聞かれないし、会派代表質問で再質問、再々質問はほとんどありませんし、いろんな面ですごく違和感があります。会派代表質問と個人一般質問の区分けのことが議論されますが、会派代表質問そのものについても議論が必要ではないかと思います。

江角委員長

今回やってみて、気がつくところが出るかもわかりませんので、検討していきたいと思います。

牛尾昭委員

今までの会派代表質問をみますと、最大会派も小さい会派の質問も文言は短長ありますが、だいたい同じようなことを聞いていますね。再質問はあまりありませんから、市民サイドからすると、大体大きな施政方針についての質問ですからどの会派も同じような、重なるんです。答弁も重なるんです。本当に形骸化しているような印象があるんです。ただ会派代表質問は非常に大事なことで、特に大きな会派は大きな政策を市長にぶつけて実現はどうかといったようなことも含め、大きな会派の持っている力はあるんですから、そういう会派の有り様が政策に反映されるような代表質問をしていただくという流れをやっていないと、形骸化するように見えます。どの会派も一律短い質問で、それぞれに答弁しますので長くなります。そのあたり会派としての独自性、カラーを出していただいて、大きいところは大きなりに多くの質問はできるでしょうが、そうでないところは大きい会派に負けないような質問項目を並べておられるような印象があります。そのあたり独自性をもっと出していただいて差別化をはかっていただければと思います。そのあたり是非議論していただきたいです。

江角委員長

議運の中でも今回もう一度徹底していただいて今いわれたこともこの要領に書いてあるそのものだと思いますので、ここでも又検討しますが、今回は1度やってそれを見てですね。最大会派が長い時間で、施政方針に対して全部質問をされますので、あと少数会派とどこでも重なるわけです。

小川次長

今の予定では施政方針等は2月5日の全員協議会で案として出される、お配りしたいと総合調整からは聞いております。間に合わなかったら郵送を考えているようです。質問の〆切が17日です。議運が13日ですので、13日の議運で確認というのは遅いですので、ここは各会派の方が出られますので会派で確認をしていただければと思います。

江角委員長

この前の議運でも配られたんですよ。

小川次長

はいそうです。今日もあります。

江角委員長

皆さんしっかり確認をしておいてください。会派代表質問は壇上で一括します。そして執行部は一括答弁します。再質問はできます。なかなかしにくいですが。3月議会ではされるところは、今日の話の踏まえよろしくお願いします。それでは次の議題4にうつります。事務局から説明をお願いします。

議題4 質問・答弁のあり方について

小川次長

これについては、前議会のときから質問・答弁のあり方については検討項目に上がっておりましたが、検討はしておりませんでした。内容的には最初の一般質問は通告に対する質問に答弁書が作ってあって答弁する部分についてはいいんですが、原則的には再質問、再々質問の場合はその答

弁を聞いてそれに対して疑問があれば再質問するという形で行われるべきで、通告の無いところにいってしまい、再質問に対する答弁の原稿ができておいて執行部はそれを原稿読みしてしまうということです。これはあまりにも出来すぎていて、議会報告会の中でも意見がありましたが、ケーブルなどをみていてこれは、学芸会のようなことでした。そうしたところが見ていてかっこよくないということで、この議題が上がってきていると思います。これについては、執行部のほうもそういう質問があつて答弁を書いて答弁書を作ってそれに対してどういう質問が出てくるのか議員に聞くというのも執行部側も聞きたいということがあるんですが、なかには質問を聞いていると、2回目の質問で細かい数字を聞かれてそれを答弁書を見ながらすらすら答えるというのはどうなのか。ということです。そのあたり市民の皆さんが見られて、議長も聞かれて提案されたと思います。議会報告会でも出ていたことでもあります。そのあたりで今日協議をいただければと思います。

原田議長

特に多かったのが、学芸会を見ているようだという感じで、緊張感がない。ということです。少なくともメモ的なことはあってもいいのではないかと思います。執行部も原稿を棒読みでされる方もおられますし、初めから打合せをしてやるような感じが、市民によく思われたい、ある程度直したほうがいいのではと思います。

江角委員長

それと、一般質問に対する答弁書が送られてきたり、貰ったりしておりますが、これは個人と執行部のやり取りの中でおまかせのようになっておりますが、議会側として、1回目の質問については通告制度で細かく通告しておりますので、その答弁を貰うのは当たり前だというふうにとらえるのか、先ほど言われますように初めからガチンコでいくのかというような問題もあると思いますが、これはなかなか整理されていないところなので、これも含めて少し検討したほうがいいのではと思います。ご意見があればお願いします。

牛尾昭委員

聞くところによると何十年前はテーマだけ通告してガチンコでやった時代があったと聞きました。ただ見ごたえがあるケースもあれば、全然からまなかったというケースもあったように聞いています。やはり通告制をとっているのであれば、答弁書を貰っている方もそうでない方もいるようなことを聞きますが、そのあたりはどこかで整理すべきだと思います。また再質問、再々質問は執行部は営業努力でなんとか、本会議場でケーブルも入っているしミスをしたくないから次何を聞かれますかというふうな、執行部は営業をするのは仕方ないのかなと思います。議員側はある意味毅然として断ると再質問はわからないというぐらいの言葉が必要なのかなとも思います。それと2期目以上の人は小さい数字を再質問では聞かないということは多分解っていると思いますが、前回の議会でもそういったことを聞いた議員がいるということで、徹底していない。そのような場合議場において議長が注意をすると。議員に議長として指摘をするとそうやって、議場に緊迫感が生まれると思うので逆に言えば議長には権威として一般質問のレベルにいつてない議員に対して指導するといったことは必要だ

と思います。反問権も反論権もそうです。活発にあれば市民も違うねという印象をもたれます。非常に酷なようではありますが、その程度のことは必要ではないでしょうか。議長の権威は高いものですから。それと議員個人の自覚です。出来レースで税金を使って流すなということは議会報告会で何度も言われていることであってただ新人議員にとってはなかなか無理と思いますので、4年間は仕方ない。2期目以上の議員はそんなことはすべきでないと思います。そういうようなことは自覚をしながらやると市民からそのような指摘は受けないと思いますので、そういうことをどこかでまとめていただければと思います。

江角委員長

その他意見があればお願いします。なかなか初めての議員は何が正しくて、何が間違いかということはそういうこともわかりにくいところもあるでしょうが。

森谷委員

一般質問についてですが、一般質問まで貯めて待つ感じですが、質問というものは思いついたときにカウンターに行って聞いて解決していけばいいと思います。別に一般質問まで貯めといていかにも考えたみたいなパフォーマンスする必要はないと思います。それで一般質問の答えが帰ってくるわけです。そして次どういう質問をするかということになりますが、そこで解決が少しでも進むんです。進むんだったら、一般質問という流れの中で最初の通告も解決済みなんですから、情報として喋ってそしてさらに解決していない事について突っ込むべきでないかと思います。新人だからこそ、染まってないからこのように思うのかもしれない。

牛尾昭委員

議員間討議ではないんですが、森谷委員の言われることはよくわかりませんが、行って聞けばわかるようなことは、一般質問ではありません。誤解のないようにお願いします。単なる議員の不勉強によって聞きに行って解るようなことは一般質問に値しないですから、混同しないでください。以上です。

森谷委員

それは私に言われているんですか。

牛尾昭委員

そうです。

森谷委員

私ができることは言っているんです。私がそういうことは解決して、解決していない部分を言わないといけないのではというのが私の意見です。

江角委員長

日常執行部に議員の意見を言って回答を得られるようなそういう次元のものを一般質問ですべきでないということをお互い同じ話だと思えます。一問一答は昔からではなく、前は代表質問と同じように一括で質問して答弁も一括であったわけですが、非常にわかりにくいし、議論も深まっていかないのではという中で一問一答方式にしてみましたので、その意味からするとそこでかみ合わなかったり、思うような答弁でない場合は突っ込んで何回でも行えるわけですから。そういった意味でも一問一答方式に切り替えているということは承知しておいてください。これも牛尾委員が言われますように文書で決めておくというよりは、一人一人の資質の問題となってくるのかなと思います。これも議論しながらでない資質も高まりませんので、気がついた点があったり、質問答弁のあり方において意見がありましたら、お願いします。

佐々木委員

私も準備から悩みながら一般質問を行っているんですが、出来レースみたいなことはやはり市民の方からも批判というかそういった苦情を聞いてきました。個人的な思いとしては議論を深めていくという意味においてまったく通告以外のところで核心に触れたところの質問に対して答弁を引き出したいという場合は、事前にこのような事を聞くかも知れないといったところは再々質問までのところで、現実あったかと思えます。それで、議論を深め市民生活に影響をするような答弁を引き出す、これが議員としての目的だと思えますので、やはり杓子定規に決めたんではこれがなかなか難しいのではないかと思いますので、通告質問以外についてはこんな形で聞くよという議員もいれば、全く言わない議員もいるかもしれませんが、要は個人個人の質の問題で、よい答弁を引き出すための方策として、市民から見たときに本当にやりとりをしているなど見れるような形というのを、個人個人の質と言ってもなかなか難しいレベルではないかと思います。ですから一定の再々質問など、もっと先のほうまで事前に言えることも必要かなと思えます。表現が難しいので申し訳ありません。

江角委員長
西田委員

他にありませんか。

議会場は相撲で言えば土俵と一緒にです。執行部対市民代表の議員との1対1の真剣勝負の場です。市民代表の議員の一人一人のそれぞれの資質とか思いは違いますがその中のそれぞれの議員の思っていることややりたいことを執行部から引き出したいことをあの場で真剣に聞くことがそれは他のほかの議員も執行部もケーブルテレビを見ている市民もそのことであの議員はこんな考えでこういうことが言いたいんだとそれに対して執行部はこういう答弁だから執行部の考え方はこうなんだということが広く周知できるその真剣な場と思っているのもそういう面ではすごく普通の質問ではなく一般質問は需要なところだと思っています。

森谷委員

一般質問の定義はどこかに書いてあるのですか。私は一般質問が深かろうが浅かろうが、することで皆に知らせることができる効果が小さくはないと思っています。そういう意味で細かく前回はしたわけです。定義が決まっていなかったのなら、それぞれの思いでいいと思います。それでまぬけなことをしていたら、4年後に落ちるといいんじゃないでしょうか。

江角委員長

24名の委員がそれぞれの考え方があって当然ですし、質問の仕方があるのも当然だと思います。ただある程度の原則のところはお互い踏まえてやっていくものだと思いますが。一般質問は行政一般なんでもということになっています。できるだけ西田委員言われたように真剣に取り組むことは今までどおりだと思いますが、さらにそれをお互いに磨きをかけていくということになるかと思っています。他に意見はありますか。

牛尾昭委員

言い漏らしておりましたが、質問は今30分あります。その前は質問と答弁を合わせて60分あります。その時代は執行部の答弁が長くなればなるほど1時間の時間を喰って議員の質問時間が短くなるという傾向があったので質問者の質問時間を担保しようということで、今があります。それで、12月議会の事例を見ると執行部の答弁があまりにも長すぎて1人

1時間30分かかるケースもあったわけです。ですからお互い議員が自覚しなくてはならないんですが、質問の本数が多ければ多いほど時間は長くなります。やはりもう一度、一人1時間で切るというわけではないですが1時間を目指して質問答弁があるような、執行部にもそういうことを求めていかなければならないと思います。そういった努力は議員が必要ではないかと思えます。ある程度自分で質問を絞っていくという、年間4回議会があるので、どこかでできるわけですから。そうすると1時間くらいでいくと、大体スムーズに流れていくのではないかと思います。皆が1時間30分を目指して行うようになると、ケーブルテレビに長く映るためにやるというのではないですが、そのあたりをどこかで紳士協定という言葉は馴染まないかもしれないが、ある程度それぞれが目指す時間、質問答弁1時簡というのがある程度ないとフリーでやってしまうと聞くほうからするとつらいという、やたら質問が多くてあまり追いかけて、本来の一問一答方式のあるべき姿ではない、質問をたくさんしましたというそういったことだけが残るといって、そういうのは市民の視点からしてもあまりいいことではないと思うので、そのあたりは是非議論していただきたいと思えます。

江角委員長

今議論をしていただきたいという提起がありましたが、その他の件でもいいですが、意見はありますか。

佐々木委員

基本条例の関係で先ほどあったかもしれませんが、執行部側の反問権との関係が我々の質問と密接に関係があって議会の場というのは独特の場でありまして、なるべく議員に傷をつけないというか、いい言い回しで執行部も答弁をしてくれるんですが、そのあたり反問権のあり方、持ち方、やり方というのもなるべく早く執行部側に・・・してもらうことが我々の質問のやり方にも関係してくるとおもいますので、そのあたりの議論も早めに議論をしていかないと、こちらの質問だけではなかなか解決できない市民が見た場合に変ったということにはなかなかならないと思っています。57.59

江角委員長

反問権については執行部からも整理してほしいとかいうような話がありますか。

小川次長

あります。今何も制約をしておりませんので、反問権の行使はしようと思えばできるんですが、当局が遠慮して使わないというか、使ったとしても今の質問はこういう論点でしょうかという確認です、確認しかしていない。それすらもあまりないというところ。なかなか執行部は難しいと思います。それを行うことで、議員さんの質も高まるという佐々木委員のご意見も確かにあると思います。

三浦局長

事例を出されないと、どのあたりまで言えるのかというのが、これまでも議会は示していませんし、執行部もそういうものあればやりやすいというように、そのあたりまでの話でわかれていますから実際のところ反問権が議場の中で飛び交ってとはっていないので、もしやるとしたらある程度事例があればです。過去、執行部から具体例があればという依頼はありました。

牛尾昭委員 議会がハードルを上げることでありますから、それを考えていかないといけないと思います。例えば決算特別委員会などでは、反論をされています。課長クラスは。どの程度が反論反問かわからないというのは、まやかしいと思います。私は現実に反問されましたから。わからないというのほうですよ。議員が間違っただけを指摘すればそれは間違っていますよというのが、反論ですよ。その上でどうお考えですかというのが、反問ですから。基本条例には反問しかありませんから、反論・反問権ということに修正をして執行部にも説明をすればいいと思いますよ。

江角委員長 質問にとどまらず、提言方に質問するということも含めて言っているので、その提言の持つ意味を聞かれてもおかしくないと思います。どっちにしても質問も答弁も議長が許せばずっとできるわけですから、議長に注意されない反問はできるということでは今の段階は決まりごとをもっていませんので。ただ通告しておりますので、一般質問であればその通告から質問者が外れていってその内容がわからないとかいうことは出てくる可能性は大だと思えます。どこかで、整理すべきでしょうね。どこかの議会では条件付き反問権みたいなこともありますね。

小川次長 多いのは確認だけです。具体的な例をお持ちではとか、やっているところは確かにあります。そういうのを参考にすることは出きると思えます。今後準備はできると思えます。

江角委員長
原田議長 また例を示していただければと思います。
少なくとも一度には難しいとは思いますが、再質問、再々質問については少なくともお互いに両方から文書を読むようなことは避けないと、市民から言われると思えます。劇のようだと。メモ程度はいいと思えます。一生懸命質問しているなとわかればいいと思えます。真剣さが伝われば。傍聴の意見にも同様な意見があります。やはり一度には難しいでしょうから、メモ的なものはいいでしょう。再質問も、再々質問も、その次もみな原稿のある場合もあるわけで、それを言われるんです。

江角委員長 緊張感を持って真剣にという整理することくらいですか。それぞれ議員のタイプもあるようですし。緊張感を持って前進するようという立場でありますので、その旨執行部にも。

原田議長 質問内容についてですが、申し合わせの中の個人一般質問のところに、記載があります。

江角委員長 いまのようなところも、徹底と執行部とも再質問以降も出来る限り緊張感を持って読み上げ方式は避けて、がんばっていくということですね。

三浦局長 議会前の議運で再度こういう話を確認していただいて、緊張感のある一般質問となるように話をさせていただきたいと思えます。

江角委員長 牛尾昭委員からありました全体の時間についてですが、極力聞く側にとっても理解しやすい範囲とするほかないとは思いますが、これも持ち時間30分と決めておりますので、これ以上縛りをかけて全体で60分というのはおかしいと思えます。執行部の答弁も長くなりますが、極力長くないようにお互いに注意しながらということでしょうか。

森谷委員 それについてですが、議員側は多かろうが少なかろうが30分とあるん

ですね。執行部側がズルズル喋るわけだから、長くなるので、議員側の責任はないはず。執行部側は普通に喋っていても結論を言わないし、質問に対して答えないことが多いので、ルールを決めればよいと思います。結論はこうだ、最初に言わせればよいと思います。それでかなりしまったものになると思います。

江角委員長

確かに議員側の持ち時間は決められていますので、こちらの項目が多ければ、答弁は丁寧に答えようとするから時間は長くなるんですね。結論がいえない部分が長い答弁になるんでしょう。

三浦局長

執行部も質問を受けて答弁書を検討する時に2枚になることのないようにしてはいるんですが、今回は市長の思いもあったりして、途中で市長が答弁をされたりという部分もあったので、若干長くなった部分もあります。極力答弁も簡潔明瞭にということで、お願いはしておこうと思います。

江角委員長
道下委員

その他答弁書の扱いについて、どう思われますか。

配付していただく期限を決めていただくようにしたほうが、やりやすいです。それを踏まえて佐々木委員が言われたようにできますので、そういうやり方がいいと思います。

牛尾昭委員

通告と答弁はセレモニーみたいなものですからそれは道下委員が言われるように、通告をする以上それに対する答弁は貰うということを決めておいたほうがいいんじゃないですか。最初の通告に対してですよ。

江角委員長

実際にそのやりとりの中で再質問を聞かれていると思います。そこから始まって……。

森谷委員

こちらの質問に対して答弁書をくれない、出そうとしない方もいます。その人に対して強制するべきものではないような気がします。自由でいいような気がします。

牛尾昭員

それは通告をするわけですから、通告に対する答弁は出していただかないと。その答弁で再質問を考えるわけですから。貰わないのならテーマだけで、中身は通告しない。出すのは義務付けられていないから、森谷委員。答弁書は全部出てくるとは限りませんよ。ですからそのあたり、原理原則で執行部をお願いしておったらどうですか。旧那賀郡の職員さんはすごく熱心です。多分執行部は何通りも用意されていると思います。職員は努力されているんですが、それが市民にはそうは映らないというのが問題点であるから、再質問、再々質問を聞くなというのもおかしいし、それに答えるなというのもおかしいし、結論を出しにくいですね。

江角委員長

決まったルールがあるわけではないです。江津の市議会などは答弁書は無いみたいです。ただ通告を出すと、とにかく担当課が聞いてくるようです。考え方としては一問一答方式になっていますので、本当に聞きたいところも含めて通告しております。その意味ではどういう内容が、議員側に伝えるというのはあってもいいんじゃないかと、いうところで整理をするしか、期限を決めるとか、必ず提出するとかいうことで、縛るのはどうかなと思います。また実際に前日くらいまで庁議で議論をして答えがでてこないということもあるでしょうから。その旨議長団から口頭でも伝えていただくとか……。

澁谷副議長

執行部には過去再答弁の時は読まずにということ、ある方をお願いをしたことがあるんですが、その時に言われるのは、しつこく聞くから答弁を用意することになるので、論戦の活発化を図るためにはしつこく議員に質問しないほうがいいのではと提案したんですが、執行部からはその担当課の職員が議員から質問を引き出すのも力量の問題ということだそうです。それがトレーニングになるということです。そういう考え方があるならば、やりながらいい方法を探していくことになるのかな、ひとつずつ、ひとつずつ階段を上って行きながら活性化のある論戦になればいいのかなという思いがします。

江角委員長

議論の中でお互いに認識が深まることもあったかと思います。しかしここで明確に決めて執行部に申し入れるとかは難しい面があるので、今日の議論を踏まえて3月議会もそういった視点でみていただきながらさらに高めていきたいと思いますが、執行部にも緊張感を持ってということはどこかの場で議運でも諮ってもらいながら議長団でも……。

原田議長

今までも最初の質問については、通告しているので、答弁書を出しているのではないですか。それはしないと会議の時間のこともありますし。現実的に。今までのとおり、最初の通告に対しては答弁書を出してもらうように、いつまでとは言えないかもしれませんが基本的には出していただいて、再質問、再々質問についてはこれはメモみたいなものにしておいて、読むような感じでないのがいいと思います。まず、答弁書は出してもらったほうがいいのではないのでしょうか。

西村委員

答弁書はでているんでしょ。あまり問題はないのではないですか。出ていなければ問題にしないといけません。あえてそのことに言及することもないと思います。

三浦局長

こちらから出してくれということもおかしいと思います。今までどおりだと執行部のほうも議員に関連する部分で持っていくと思います。

江角委員長

ない場合もありますよね。ここではっきりしておきたいのは、議会、議員内部の考え方としてしっかり持つておけばそれなりに執行部と対応できると思います。その整理をすればと思います。議会として確認をしていないと思います。ただ通告制なんでしかも一問一答になっているので、出されて当然ということで内部としての整理をしておけばいいと思います。

平石委員

答弁書を個人でやるから、弊害があると思います。ここで決めてしまつて、全て議会事務局に答弁書が用意してあるからというふうにしておけばいいと思いますが。そうすると、担当課もそんな苦労もなくなるのではないのでしょうか。

(「執行部も順番に答弁書は作っていくので、間に合わないでしょ。」という声あり。)

江角委員長

またやりながら、もう少し検討の必要もあるでしょ。今日の話も何点か事務局から執行部に伝える必要があるものは、伝えてください。議運をとおしてまではならないと思います。今日でいい結論を出すことはできないと思いますので、今日の議論を踏まえて執行部にいえることはということで整理されたいと思います。それでは次の議題にうつります。ここで休憩を

とります。

(14:55 休憩)

(15:05 再開)

議題5 個人一般質問での説明用ボードの使用について

それでは休憩前に引き続きまして会議を再開します。前回は議論した内容ではありますが今後継続して議論しようということで、今日も話し合いたいと思います。整理できれば、技術的に次の議会からでも適用可能なら議運に提起したいと思います。いくらか技術的にも整理しないといけない部分があるようですから、議論をしていただきたいと思います。まず事務局から説明をお願いします。

小川次長

全国市議会議長会の毎年の実態調査の中で関連のある項目について記載がありました。

(資料により説明)

パネルを使用しての問題点として、ここにありますように・・・と説明をされたときに議事録におこせない、ということがあります。ですからできるだけパネル等の使用はしない方がいいというのが書物等でも例示のあったことです。しかし実際に各市でインターネット中継とかケーブルテレビの中継とか訴える部分がでてきたこともあるんでしょうが、3割を超える市で本会議場でのパネルの使用を認めている状況にあります。ただし細かいそれぞれの規定というのがないので、なかなか難しいんですが、三重県の伊勢市議会取扱要領がありました。

(要領の説明)

いろんな条件があるようです。またマイクに声が入らなくて議事録がおこせないというのが心配をしています。

江角委員長

国会の予算委員会などはテレビを意識して、テレビ側に見せるようになっていますが、これも同様ですか。

小川次長

伊勢もそうです。

江角委員長

そういう位置づけと考えるとよろしいでしょうか。執行部よりは市民向けというものですか。

小川次長

あくまで説明の補助手段ということで、議会は言論の府であり、それをしっかり考えた上で基準をつけた上で使用を認めているということなんです。

江角委員長

みなさんからご意見はありませんか。

牛尾昭委員

私は以前A3の何倍もの大きさのものを使って質問をした時に条件を付けられました。執行部に向けてやるようにということでした。議員が質問するのに必要な説明補助のパネルを市民によりわかりやすくするために、画面を通じて知らせる、というのはあるべきものだと思います。それを認めるかふどうかということでしょうね。そういう時代なんだと思います。10年前は制約を受けました。

小川次長

調査の項目も枝番がついています。それからすると、最近の傾向を表し

- ている項目であると推測されます。
- 牛尾昭委員 狭山市議会のように議員自らケーブルの映像配信を行っているところもあります。市民に映像でみてもらうというのが大事だと思います。広報広聴の観点からもそういう時代なんだと思います。それを認めないことは、全ての会議の傍聴が原則OKということを主張している当市議会とすればパネルの使用を認めないというのはおかしいことだと思います。ですから議長団がOKとか一定の縛りをもたせながら段階的におこなっていくのも方法かなとも思います。
- 森谷委員 牛尾委員にお聞きしますが、どういうところから、注意されたんでしょうか。議長団ですか。
- 牛尾昭委員 議運です。もっと前は議会だよりに議員個人の名前をのせることもできませんでした。パネルはあえて条件を受けながらも使用しました。
- 江角委員長 牛尾委員からの意見もありましたが、他に意見はありませんか。
- 西田委員 申し合わせ事項のなかに、原則は許可しないが、条件を付して認めています。これが、スケジュール面で困難な点が問題であるということで、原則は許可しないが認められたらOKなんで、その場合のスケジュールに問題があるんだと思います。
- 小川次長 伊勢は前日の正午までです。
- 西田委員長 浜田市もそのようにしたら、いまのままでも可能ではないんでしょうか。そのあたりを改革したほうが良いと思います。
- 江角委員長 今のところで、当面スケジュール面を変更することも対応策であろうと思います。が、伊勢のように大きさを決めてはいないですし。その他に意見はありますか。
- 森谷委員 原則は許可するというので、問題があれば許可しないということが良いと思います。
- 西村委員 私も原則行ってよいという扱いがいいと思います。ただ、私もグラフを書いて質問をしたことがあります。振り返ると大きさがどうか考えたときに、執行部側に同じ縮小版の資料を配らないと結果的に意味のないことになると思います。私は原則OKという立場です。
- 森谷委員 参考までに、タブレットを許可されているところは、プロジェクターを使って見えるようにしてやっているそうです。
(「スクリーンですね。」という声あり。)
- 平石委員 時代の流れで視覚に頼る面も多々ありますので、議長団での足かせは必要と思いますが、あとは使ってもいいということでもいいと思います。
- 江角委員長 議運で最終的には確認しなければいけないところもあるでしょうが。
- 佐々木委員 足かせをどこかでもたせた中で市民にとってわかりやすい質問という観点からこういうのは必要だと思いますので、導入してもいいと思います。
- 岡本委員 私も同じような方向でいいと思います。ただ、議場ではマイクの向きとか考えたときに、可能なのかなとも思います。今後検討することはありますが、そっちの方向に進む、将来はパワーポイントを使うということもありえると思います。
- 野藤委員 パネルの方向ですが、ケーブルの方向ということで、執行部は資料は配

布されるということでない、見えないと思います。原則許可で、内容について議長団が判断をするかたちでしょうか。

道下委員

原則許可ということで、申し合わせも改正していきながらその中で、縛りがある程度つけながらということでもいいと思います。

小川委員

最近のシンポジウムとか勉強会などは殆ど、パワーポイントを使ってられます。参加者には同じ内容の縮小した資料を配られてという形です。そういうことになりつつあるものと理解します。先進的な事例をたたき台としながら案を作る中で進めていけばよいと思います。

足立委員

できることとすれば良いと思います。

飛野委員

議長の許可は必要かと思いますが。大きさの検討は必要かと思いますが。だれが配付するのも検討です。基本的には進めていけばよいと思います。

江角委員長

全員からやぶさかでない、条件付という意見でありました。この委員会とすればここまでのところではないかと思いますが。結論は議運にお返しする。それでその後議運から依頼があれば細かい点を検討することになるかと思いますが。実施の時期は議運での検討になろうかと思いますが。他にありますか。

西田委員

いろんなご意見を伺っていますと、積極的にパネルなど使ってやろうという雰囲気を感じますが、事務局としてどうお考えですか。

江角委員長

やるとすれば、先ほどの伊勢市のように条件のもとでしないと。言論の府ですから、補助的なものとしての位置づけにしないといけないと思います。

小川次長

問題は議事録におこせるかということです。

西田委員

資料を配ったりなど事務局では問題はないですか。

小川次長

準備期日なども検討は必要です。簡単な案を次の特別委員会が次の議運までに開催されない時は、今日の報告書と一緒に議運で諮っていただいて3月議会から取り組めるような形で、議運で決めていただくのも方法かなと思います。

江角委員長

これまでの申し合わせでもできないことはないわけなんで、ただ、切の関係で難しい点があるわけで、申し合わせを変えればできます。ただ、今後やり続けていけるような条件を確保するためには伊勢のようなかたちで、整理する必要があると思います。あくまでも申し合わせ事項なんで、ここで決めることではないんです。議運がもっとここで、依頼があればここで受けすることになるとは思います。今日の段階ではOKということで、ただ、いろんな条件は必要であるというものです。そのあたり、議運にお返しする検討依頼事項の結果のところ修正したいと思います。さらにもっと詰めてという議運からの依頼があれば、ここで検討してもいいかと思いますが。

小川次長

今日の資料の検討依頼事項の2番については、現在は原則不許可となっているが、今後原則許可、議長の承認を得て使えるように申し合わせ事項を変更されたいといったような言い方で直して、出して議運で要領などを諮っていただく方向かなと思います。また正副委員長とも詳細については協議させていただきます。

森谷委員 議事録の件ですが、法律は国会も同じと思いますし、国会はパネルなど使っていますので、そんなに心配はいらなと思います。私も調べてみますが。

小川次長 本会議の議事録と委員会の議事録は若干違います。原則的に本会議の議事録は全部おこします。委員会は要点筆記です。そのあたり本会議です。若干いろいろ考えないといけない部分があるかと思ひます。

江角委員長 またここでは今日の結論を付すということで、細かい内容で、議運で提起してもらったり、議論することがあれば、議運で願ひするということによろしいでしょうか。ご意見ありますか。

(なし) という声あり。)

議題6 その他

改革の項目などについて、正副で議論の順について提示することとしていました。今日は3月議会に間に合うように極力整理できるものを議題としておりましたので、少しでも早く案をお示ししたいと思ひます。その他ありますか。

澁谷副議長 パネルについては良く見えるようにはっきりしたものでないと、最低それは願ひしたいと思ひます。

江角委員長 細かく言えばケーブルとの関係もあるでしょうし。この委員会はそこまでは議論はせずに。その他意見はありますか。

(なし) という声あり。)

ないようですと、次の日程を決めておきたいと思ひます。

(「議運の後ですね。」という声あり。)

平石委員 パネルを3月でやるとなれば現行の申し合わせ事項の日程に則って行うことですね。議運は議運で詰めて6月からということでしょうか。

江角委員長 それでは、13日が議運ですから、パネルを出したい人は、現行の申し合わせに則って行ってもらえらと思ひますが。

森谷委員 申し合わせを読み込みました。期日については議長が切後でも承認されれば良いということなので。

江角委員長 議運で決定されることですね。

それでは3月3日(月)、本会議終了後に行います。他にありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

それでは、以上をもちまして、第3回の議会改革推進特別委員会を終了します。お疲れさまでした。

(閉議 15時 43分)

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革推進特別委員会 委員長 江角 敏和

㊦